

**「ミュンヘン市クリスマスマーケット」における
姉妹都市ブース出展・運営業務 仕様書**

1 業務名

「ミュンヘン市クリスマスマーケット」における姉妹都市ブース出展・運営業務

2 目的

札幌市と姉妹都市提携を締結しているミュンヘン市にて、2024 年 11～12 月に開催される、クリスマスマーケットでの姉妹都市ブースの設置、経済交流事業を実施することで、両市の交流拡大・振興を図るとともに、札幌市内企業の海外販路開拓、海外展開を支援することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

4 事業概要

- (1) 名 称：ミュンヘン市クリスマスマーケット
- (2) 主 催 者：ミュンヘン市
- (3) 開催日程：令和 6 年（2024 年）11 月 25 日（月）～12 月 24 日（火）
- (4) 開催時間：10:00～21:00（予定）
- (5) 開催場所：ミュンヘン市市庁舎中庭「Prunkhof」（ドイツ・ミュンヘン市）ほか
※札幌市割当ブース（1 小間・横幅 3m×奥行き 2m）
- (6) 設営期間：令和 6 年（2024 年）11 月 25 日（月）～12 月 24 日（火）（予定）

5 業務内容

受託者は、「ミュンヘン市クリスマスマーケット」の姉妹都市ブースへの出展・運営・管理に係る以下の各種手配、調整等を行う。また、広報活動やブースに商品を出品している市内企業と現地バイヤー等との商談の機会を設置する。

(1) 全体スケジュールの作成及び進捗管理

各種手続きや期限を明らかにした全体スケジュールを作成し、必要に応じ関係者と連絡調整を行うなど、進捗管理を行うこと。

(2) 出品商品の選定及び取りまとめ

ア 下記のいずれかに該当する事業者より、道内で製造された食品、雑貨等（日本酒、

菓子類、調味料等を想定) 10 品目以上の選定及び出品を行うこと。なお、最終的な出品商品については、委託者と協議のうえ決定することとする。また、提案品目とは別に、さっぽろ産業振興財団が選定する、海外展開を目指す市内企業の商品 2 ～ 3 品目程度についても、同様にブースにて出品を行うこと。

- ・札幌市内に本社を有する事業者
- ・北海道内に本社を有し、かつ札幌市内に営業所等の拠点を有する事業者

イ 出品商品は受託者が買い取り、販売売上及び在庫は、受託者に属するものとする。

なお、買い取りは 100 万円以上を目安とし、現地販売価格については、現地日系スーパー等での類似品の市場価格を比較し過度に低額にならないよう検討の上、事前に委託者に確認し、了承を得るものとする。また、販売方法の工夫などにより、できる限り出展期間中に欠品を生じることのないように留意すること。なお、欠品が生じることが予想される出展期間後半における、ブース運営の工夫についても提案すること。

(3) 出品商品の輸出入手続き及び輸送

ア 商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(札幌市内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続き(商品の通関等輸出に係る一切の手続き及びそれらに係る一切の経費の支出)、ドイツの目的港(海路、空路を含む)までの輸送、ドイツの目的港から出展場所までの輸送を行うこと。また、輸送にあたっては、通関手続きが開催日程に間に合わない等の事態とならないよう、コンテナや発送を分割するなど、工夫すること。なお、出品商品等を令和 6 年 11 月 24 日(日)までに会場に届くように輸送することとし、令和 6 年 11 月 24 日(日)までは会場に物資の仮置きが出来ない可能性が高いため、それまでの保管場所の確保・調整をすること。

イ 出品商品は常温輸送を想定しているが、商品の種類に応じ、冷蔵、常温など適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、出展期間中も適切な保管、管理を行うこと。

ウ 輸出にあたっては、EU 域内の輸入規制の確認を行い、日本、ドイツ及び EU の貿易に関する関係諸法規に従い、現地当局への書類提出等の対応を実施すること。

(4) 姉妹都市ブースの運営・管理

ア ブースの運営・管理

出展期間中のブースの運営、管理を行うこと。また、出展期間中はブースに受託者または受託者が管理するアルバイトを最低 1 名(簡単な日本語を理解し、意思疎通ができるもの)を常駐させること。運営、管理にあたっては、主催者及び委託者と随時連絡調整、報告を行うこと。

イ ブースの装飾及び資材の確保、輸送

主催者及び委託者と協議のうえ、札幌及び北海道のシティプロモーションに資する装飾を行うこと。なお、装飾は赤と緑を基調とし、華美な装飾とはしないこと。また、パンフレットやポスター等の啓発資材については委託者が手配することも可能だが、輸送は出品商品と同様に受託者が行い、クリスマスマーケット終了後は本市まで返送すること。

ウ 設備・備品の手配

事前に必要な什器や備品等があれば主催者と調整のうえ、出展開始に間に合うよう手配し、ブースに設置、管理すること。

(5) 広報活動

ア ブース出展に関する PR

ミュンヘン在住の市民を主な対象とし、札幌市の姉妹都市ブースの出展にかかる PR を行うこと。PR 方法は、主催者及び委託者と協議のうえ、SNS を始めとした様々なメディアの活用等広く周知できるような工夫をすること。

イ 姉妹都市に関する PR

ブース出展に伴い、札幌市の魅力を PR できるような取組を実施し、姉妹都市としての札幌市への興味・関心を喚起すること。PR 方法は、主催者及び委託者と協議のうえ、来場者へのパンフレットの配布やメディアの活用を検討する等の工夫をすること。

ウ その他

札幌市の効果的な PR に繋がる取組や手法があれば提案すること。

(6) 市内企業と現地バイヤー等との商談の実施

クリスマスマーケットへの商品の出品を契機に、市内企業の海外展開を促進するため、商品を出品している企業が現地バイヤー等（日系スーパー等も含む）に自社製品を PR できる商談等機会を設置すること。

ア 実施内容

「商談等」とは、①オンライン商談を始めとした、市内企業と現地バイヤー等が対面する場を提供するものを基本とするが、②市内企業は同席せずに、受託者において、現地バイヤー等に市内企業の商品を紹介し、ヒアリング等を行うものも広く商談等を含むこととする。

なお、必要に応じ、商談資料の作成や通訳等の支援を行うこととするほか、②の方法で商談等を実施する場合には、その結果を市内企業にフィードバックすること。

イ 実施時期・回数

出展開始から委託業務履行終了日までに、最低でも現地バイヤー 1 社以上と実施

すること。

ウ 商談企業・商品の選定

商談を実施する対象企業を、1～2社程度を目安に選定すること。また、商談企業の選定は、さっぽろ産業振興財団と連携して行うこととするが、最終的な商談企業については、委託者と協議のうえ決定することとする。

エ 商談フォローアップの実施

商談後、必要に応じ、商談企業に対してのフォローアップを行うこと。

(7) アンケートの実施

ブース訪問者や購入者へアンケート調査を行い、結果の集計を行うこと。なお、調査内容は委託者と協議の上決定すること。

(8) 成果・報告書の作成

ア 出展期間終了後、以下の内容を含む報告書を作成し、委託者に提出すること。

- ・ブース出展にかかる実施概要（会場のレイアウト図、来場者数等）
- ・姉妹都市ブースの実施状況が分かる写真
- ・出品商品ごとの販売実績
- ・商談等の実施状況が分かる写真
- ・商談等の実施結果
- ・アンケート実施結果

イ 提出については、紙媒体で2部、及び電子データにより提出すること。なお、提出の期限は令和7年2月28日（金）までとする。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (2) 本市は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (3) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議のうえ決定する。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (7) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする

なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議のうえ決定する。

- (8) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。